

ペットショップは動物愛護意識を持っているか

ペット産業動物愛護意識調査報告

福岡 今日一

あらまし

動物愛護団体や獣医師会にとって、ペットショップやブリーダー等の動物取扱業者は天敵なのか、それとも人と動物の共生社会を築くための仲間同志なのであろうか。事実、動物愛護団体等は、動物取扱業者の存在こそが多発するペット問題の元凶であると激しい非難を繰り返している。他方、ペットの社会進出の観点では、ペットがより私達と身近なものになったのも、ペットがより快適な生活を送れるようになったのも、動物取扱業者に寄与する点が多いはずである。動物と人間の共生社会実現には、関係者お互いが反目している現状では、実現不可能なことは自明の理である。互いに自分の意見だけ主張し、あらぬ誹謗中傷を続けることは、もはや終止符を打つべきである。

そこで本稿では、まず人間社会の中でその地位を日増しに高めているペットの役割と、欧米と比べて動物文化が未熟とされるわが国の動物観を、次にペット問題の元凶とされるわが国の動物取扱業の歴史と現状から、その問題点を論じる。続いて京阪神の動物取扱業者をはじめとしたペット産業従事者に対して、2000(平成12)年10月に実施したペット産業動物愛護意識調査を基に、「動物取扱業者は、動物愛護意識が希薄である。」という動物愛護団体等の主張を検証する。調査の結果から、動物取扱業者は一般飼い主の意識と大差なく動物愛護の精神を有しており、動物愛護団体等の非難には妄信的な面があることを明らかとしながら、人と動物の共生関係の実現に向けて、動物取扱業者はどうあるべきかを考察する。

1.はじめに

動物愛護団体や獣医師会(以下、「動物愛護団体等」という。)にとって、ペットショップやブリーダー等の動物取扱業者(以下、「動物取扱業者」という。)は天敵なのであろうか。本来ならば、関係者として協力し、人と動物のより良い共生社会を生み出す推進役となるべき仲間同志であるはずであるが、現実には動物愛護団体等は動物取扱業者に対して激しい非難を繰り返している。例えば、「動物の保護及び管理に関する法律」(以下、「動物管理法」という。)改正運動のパンフレットには、

「ブームに乗って悪質なブリーダーや販売業者が跋扈し、病気を隠しての販売、危険動物、密輸動物の無許可販売、劣悪な飼育環境、飼育不可能な人間にも売りつける等商取引のマナーを欠いた営業が現在も何も規制もなく続けられております。〔法律00〕

との記述がある。もし動物取扱業者の大多数が、このような業者であるならば、動物愛護団体等からの指摘を待つまでもなく、動物取扱業自体の存続が不可能なはずである。にもかかわらず、動物取扱業者は増え続け、次々と新しいサービスを提供するペットニュービジネスもまた生み出されている。

ペット生体取引問題は、動物愛護問題全般からすれば氷山の一角であるにもかかわらず、常に動物愛護運動団体等は、動物取扱業者を狙い撃ちにしている。他方、ペットの社会進出の観点では、ペットがより私達と身近なものになったのも、ペットがより快適な生活を送れるようになったのも、動物取扱業者に寄与する点が多いはずである。動物取扱業者に対する規制は当然

必要なものではあるが、行き過ぎた規制は、動物と人間の共生に大きな妨げを生み出す可能性があることを認識しなければならない。

そこで本稿では、まず「変わりつつあるペットの役割」と題して、人間社会の中で地位を日増しに高めているペットの役割と、欧米と比べて動物文化が未熟といわれるわが国の動物観を論じる。次に「わが国の動物取扱業」と題して、ペット動物問題の元凶とされるわが国の動物取扱業の歴史と現状から、その問題点を明らかにする。続いて、「動物取扱業は不要か」と題して、2000(平成12)年10月に実施したペット産業動物愛護意識調査をもとに、「動物取扱業者は、動物愛護意識が希薄である。」という動物愛護団体等の主張を検証する。そして、今回の調査の結果をもとに、動物取扱業と動物愛護活動の両立が可能か、人と動物の共生関係に実現に向けて動物取扱業者はどうあるべきかを考察する。

2. 変わりつつあるペットの役割

2.1 新しい局面を迎えたペットブーム

現在、日本で飼育されている犬が約1000万頭、ネコが約850万頭いるといわれ¹、ここ10年間、その数はバブル崩壊の不況にもかかわらず着実に増加している²。動物取扱業、ペットフードやペット用品のメーカーと流通卸業、動物病院及び様々なペットサービスを提供するペットニュービジネス等のペットに関連する産業(以下、「ペット産業」という。)は、右肩上がりの成長を続けている。その規模は1998(平成10)年度の調査では11,900億円³と、この10年間で約2倍の成長を遂げており、ペット産業はわが国経済の景気低迷による逆風もどこ吹く風の活況を呈している。

ペットブームはバブルと共に去ったかのようだが、実際去ったのは「ペット=金」と考える自称愛犬(愛金)家たちだけであった。この不況の中、ペットの役割が見直され、純粹にペットを愛して共に暮らしていこうとする人が増え続けている。今まさに、ペットブームは単なるブームか

ら、新たなるペット文化の創造へと質的变化を伴った新しい局面を迎えている。

現在、我々は過酷な競争社会、殺伐とした記号の氾濫の中で互いの疎外感を深めている。ストレスをため、孤独を深め、心の拠り所を切実に求めている状態になっており、その心の渇きを潤してくれるものが、ペットであるとまで言われている。今や、ペットの存在は、「癒し的手段」の枠を越え、「家族の一員」とみなす人が急増している。

ペットを飼う目的も従来は、「玩具(おもちゃ)」つまり文字どおりペット(愛玩動物)として考えられて来た。しかし、最近ではその目的が大きく様変わりしている。

1997(平成9)年6月の朝日新聞の世論調査によると、「あなたにとって、ペットとはどんなもの?」の質問では、「かわいい友達」、「子供の替わり」と答えた人が44%、「心の支え」と答えた人が25%、「玩具」、「ファッション」、「飾り」と答えた人が12%、そして「困り者」、「その他」と答えた人が19%の結果が出ている(図1-1)。

また、「あなたにとって、ペットのいいところは?」の質問では、「生活に潤いや安らぎが生まれる」と答えた人が一番多く36%、「子供が心豊かに育つ」が19%、続いて番犬の役目である「防犯や留守番に役立つ」が11%となっている(図1-2)。

1996(平成8)年2月のAGF(味の素ゼネラルフーズ)の調査では、ペットの間柄を、「子供」の39%を筆頭に、「兄弟」、「孫」など家族の一員と答えた人が全体の66%に達している。毎日世話をすることで、愛情と庇護の情が芽生え「ペットは子供」と見なすのではないかと報告している。他方、まだまだ従来の「玩具(おもちゃ)」や「防犯・ねずみ取り」としている人も少なくないが、「癒し的手段」、「家族の一員」としてペットを考えている人が大半を占めている(図1-3)。

わが国でもペットに対する考え方が欧米風になり、ペットの地位が人間の玩具(おもちゃ)や道具にすぎないから、人間の仲間へと変化していることがわかる。

欧米に於いては、「人と動物が良い形で、共に

¹ 推定飼育数(1997(平成9)年)犬1044万頭、猫845万頭(内猫、694万頭): ペットフード工業会

² 推定飼育数(1986(昭和61)年)犬802万頭、猫625万頭(内猫のみ): 日清ペットフード

³ 推定産業規模(1991(平成3)年)5,980億円、同(1995(平成7)年)8,501億円: 産経新聞メディックス

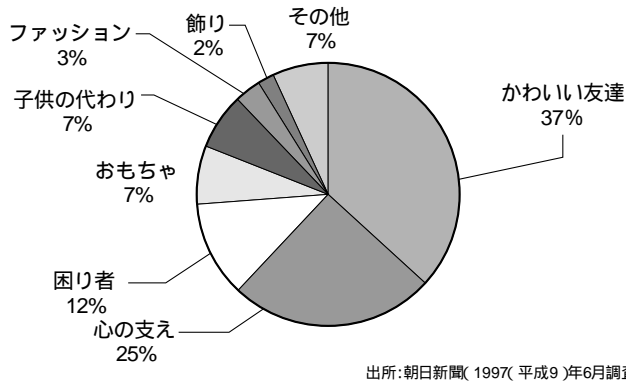


図1-1 ペットとはどんなもの

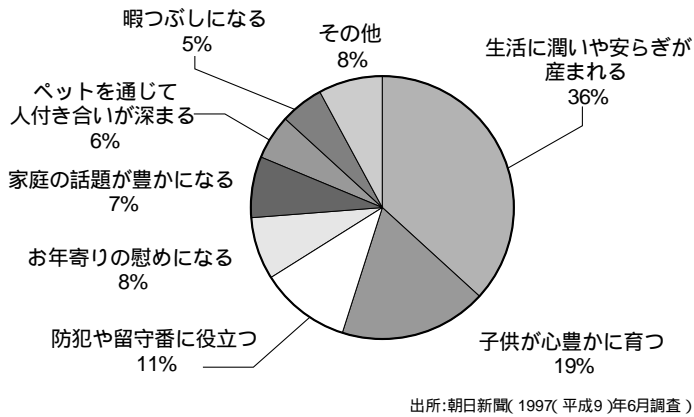


図1-2 あなたにとって、ペットのいいところは

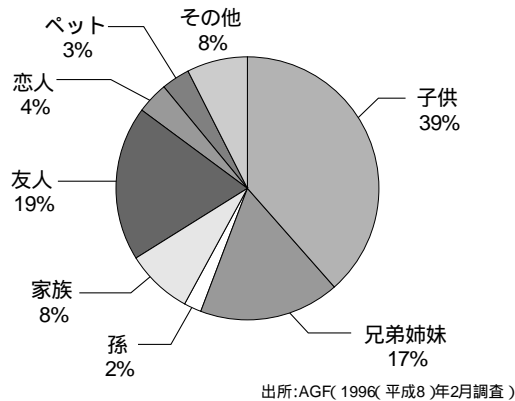


図1-3 ペットとの仲

暮らしして来た歴史を大切にしながら、これから都市化する生活の中で、さらにその絆を良い形で育てていこう」というヒューマン・アニマル・ボンド(人と動物の絆)が早くから研究されている。ペットと触れ合うことにより、ある種の肉体的、精神的に病気が治癒されたとの報告(AAT = Animal Assisted Therapy「動物介在療法」)⁴から、今ではペットの効用が医学的に認められている。欧米では、セラピードッグが病院や老人ホームなどをボランティアで慰問するのが一般的となって来ており、人間に飼われている動物たち(産業用は除く)の地位も、従来の人間の所有物としてのペット(愛玩動物)ではなく、コンパニオン・アニマル(伴侶、仲間としての動物)として確固たるものを築いている[柴内 93]。

2.2 わが国の動物観

狩猟民族文化を起源に持つ欧米諸国では、食料としての動物を如何に確保するかに生活の関心があり、その一つの方法として牧畜が考え出され、その牧畜を通して欧米人の動物に対する考えが形成された。牧畜では動物を確保するためには、動物の生態をまず知る必要があり、それを理解し利用することが第一義であった。欧米人に於いては、まず動物の生態を理解することが動物の飼養の始めであるという考えを持っており、この考えは牧畜での家畜の育成にとどまらず、ペット動物・実験動物に対する扱いでも同様で、この考えが現在の欧米における動物観の基本をかたち作っている。

他方、わが国では、同じ農業民族文化を起源としている他の東アジアの国々でも牧畜文化があるにもかかわらず、近代までその形成が全く見受けられない。その原因としては、牧畜に適した

広い土地がなかったからではないかと考えられている⁵。明治以前、牧畜は食用目的ではなく、軍用・農耕用や運搬用の家畜育成の目的であった。それゆえに、ウシ・ウマなどの家畜は、生きて働いてこそ有用性があるとしてと殺が禁止されていた。古来、わが国では魚介類の豊富さからこれらを重要なタンパク源として食しており、食肉慣習⁶を宗教的禁忌としてタブー視していたわけではない。家畜を食用として利用していないだけで、野生獣は捕食の対象とされていたのである。つまり、わが国では家畜を食用目的として自らの支配下に於いて牧畜するという概念がなく、人間と動物は生活空間を共有するものとされていた⁷。人間と動物が共生しているからこそ、共生動物(犬・ウマ)の人間からの切り離し(家畜化)を主眼とした「生類憐れみの令」が徳川綱吉⁸によって発令されたのである[塚本 95_1]。

欧米はじめ大陸人の家畜に対する考えはわが国と全く反対で、大陸人はウシ、ブタ、ヒツジなどを食用獣として家畜化したことから、狩猟の主目的は食用獣の確保ではなく毛皮の獲得やスポーツへと変わっていった。従って狩猟を自制することにより、自然と動物を「愛護」する心理的態度を育むことが出来た。他方、我が国では狩猟の主目的は食用獣の確保であったため、共同生活者である家畜のウシ、ウマを家族同様に「愛護」する文化が形成されていったのである[中村 87]。

日本人の動物観は、伝統的に動物を家族として考える文化から感情のみが優先し、科学(動物の習性・生理などの知識)が疎かにされて来た。それゆえに高度に科学が発達した現在も、感情と科学のアンバランスから生じた誤解が独り歩きしている。例えば犬の散歩目的は運動ではなく、排泄のためと思い込んで平然と街を汚したり、ネコは本来室内飼育が適しているにもかかわらず

⁴ (社)日本動物病院福祉協会(JAHA)が中心となって、ヒューマン・アニマル・ボンドの理念の普及と動物介在活動の一環としてCAP活動を行っている。

⁵ 牧畜が全くないわけではなく、東北地方では小規模な馬の放牧はみられた。

⁶ 『日本書紀』巻二十九・天武4年(675)4月庚寅の条に、諸国に対して、罌を用いた狩猟や漁撈、梁の使用を禁じると共に「牛馬犬狼鶏の穴食らう莫れ。以外は禁例に在らず。若し犯すこと有らば之を罪せむ」(禽獸食禁の令)と見えることから、当時我が国では食肉文化があったといえる。

⁷ 江戸時代、江戸の名物は「稲荷、伊勢屋に犬の糞」といわれることから、人間の残滓を餌としてイヌが江戸市中に大量にいたことが分かる。またイヌの糞が、町中にある点を注目すると、市民の飼い犬として紐で繋がれていたというよりも、放し飼いの近い状態であったことが推測され、飼い主も特定の個人でなく、町にイヌが棲みついて残飯処理屋として住民と共生していたと考えられる。

⁸ 綱吉治世下の元禄時代、江戸では金魚から小鳥や猿等に至る愛玩動物の飼育が流行していた。

わらず、放し飼いにして勝手気ままに内外を徘徊させたりしている。この誤解が、我が国における全ての動物をめぐる諸問題(動物行政・動物法制度・動物流通制度・動物愛護)の元凶となっている。

3. わが国の動物取扱業

3.1 動物愛護法の改正

3.1.1 高まる動物愛護運動

少年犯罪の多発が大きな社会問題となり、少年の人権保護による矯正が、それとも罰則強化による抑制かで紛糾していた少年法改正問題が、2000(平成12)年11月に一応の決着をみた。その少年法改正の機運の端緒となった1997(平成9)年の神戸の連続小学生殺傷事件は一方において、犯人の少年が、犬やネコに対しての虐待を繰り返し、それがエスカレートし、あの凶悪事件を誘発したのではないかといわれ、動物愛護を再認識させるとともに動物管理法改正運動に大きく影響を与えることとなった。

動物管理法は施行以来26年が経過し、施行時に比べて、動物に対する意識が大きく様変わりしている。特に犬やネコといったペットは、バブル崩壊以降の厳しい社会情勢の中、多くの人々が動物に「癒し」を求めた結果、単なる愛玩動物ではなく、家族の一員、人生の伴侶であるとの認識が高まっている。その一方、ペットの遺棄、不適切な飼養、あるいは動物への虐待をはじめとしたペット問題は大きな社会問題となっている。また地球的環境問題の盛り上がりの象徴ともいえる野生動物保護問題や、時代の最先端である遺伝子操作をはじめとしたバイオ技術研究には、必要不可欠な動物実験における生命の尊厳の軽視問題、更には欧米諸国で消費者運動が広がりを見せる畜産動物に対する動物福祉問題等、地球規模で動物愛護の機運が高まりつつある。

3.1.2 動物取扱業に対する法規制

わが国では、1997(平成9)年10月に動物管理法の改正を求める「動物の法律を考える会」

が、(財)日本動物愛護協会等の動物愛護団体を中心として結成された。熱心な改正運動の結果、超党派の国会議員を巻き込んで1999(平成11)年12月には、動物管理法は、名称も「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下、「動物愛護法」という。)と改められ、動物取扱業者の届け出制導入や、動物を虐待した者や遺棄した者に対する罰則規定の強化等が盛り込まれた改正が実現するに至っている。

野放し状態であった動物取扱業に対する法規制は、購入者との生体取引上のトラブルの多発や、劣悪な飼養による生命の軽視が動物愛護団体等に問題視されていたことから、動物管理法改正運動のなかでも動物虐待に対する罰則強化と並ぶ柱とされていた。今回の改正では、従来何ら法的規制の無かった動物取扱業者に、新たに3つの規制が設けられた[愛護01]。

第1は、債務の明確化である。罰則規定の無い努力目標としてではあるが、動物販売業者の債務として「動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるように努めなければならない。」(動物愛護法第6条)と明文化された。

第2は、届け出制と遵守義務である。曖昧であった動物取扱業の範囲は、「動物の販売、保管、貸出、訓練、展示その他政令で定める取扱を業として行うことをいう。」(同法8条)と定義され、また、一部の地方自治体で実施されていた条例に基づく規制が、「動物の飼養又は保管のための施設を設置して動物取扱業を営もうとする者は、都道府県知事に届け出なければならない。」(同法第8条)と、法律に基づいて全国一律の届け出義務が課されることとなった。加えて、その社会的役割と責任を果たすために、「動物取扱業者は、動物の健康及び安全の保持するために飼養施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。」(同法第11条第1項)と、動物取扱業者の基準遵守義務が定められた。

第3は、行政指導である。動物取扱業者の基準遵守を確保するために、「都道府県知事は、環境省令で定めた基準を遵守していないと認められる動物取扱業者に対して、期限を定めて、飼養施設の構造、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。」(同

法12条第1項)、「勧告を受けたものがその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。」(同条第2項)と勧告及び命令の規定が置かれた。同様に基準遵守の実効性を担保するために、「都道府県知事は、動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の飼養施設を設置する事業その他関係ある場所に立ち入り、飼養施設その他を検査させることができる。」(同法第13条第1項)と、報告と検査の規定も設けられた。なお罰則として、「第12条第2項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。」(同法第28条)と、殺傷以外の虐待並みの重い罰金とされた。

3.2 注目されるペット産業

3.2.1 広がるビジネスチャンス

わが国は、戦後最大の不況に見舞われているが、ペット産業は、高額や大型のペット⁹がもて

はやされたバブル期のような華やかさはないものも、ペットが与えてくれる「癒し」の効用が注目され、バブル以降続くペットブームに支えられ、売り上げを着実に伸ばしている。

ペットの飼育を希望する人は急激に増加しており、犬やネコを始めとして、熱帯魚、小鳥、は虫類そしてウサギ・ハムスターといった小動物に至るまで、ペット生体需要は高まる一方となっている。ペットフード市場もまた、推定出荷総額ベースで、1999(平成11)年度には241,027百万円となり対前年比5.1%の増加となっている。流通量では1999(平成11)年度には国産品・輸入品合わせて759,427トンになっており、9年前¹⁰と比べると2.3倍以上の伸びを示している(図2-1)。ペット生体やペット用品の市場でも同様な伸びを見せており、潜在市場を含めたペット産業の全体の推定規模は11,900億円¹¹(図2-2)となり、未だに右肩上がりの成長を続けている。

わが国の社会では、ペットは愛玩動物(Pet-Animals)から伴侶動物(Companion-Animals)として認知され始めている。ペットも人間と同じ生き物である以上、食事もするし、寝床も必要となる。加えて、運動したり、病気もしたりすることも当然のことといえる。とすれば、現在人間に

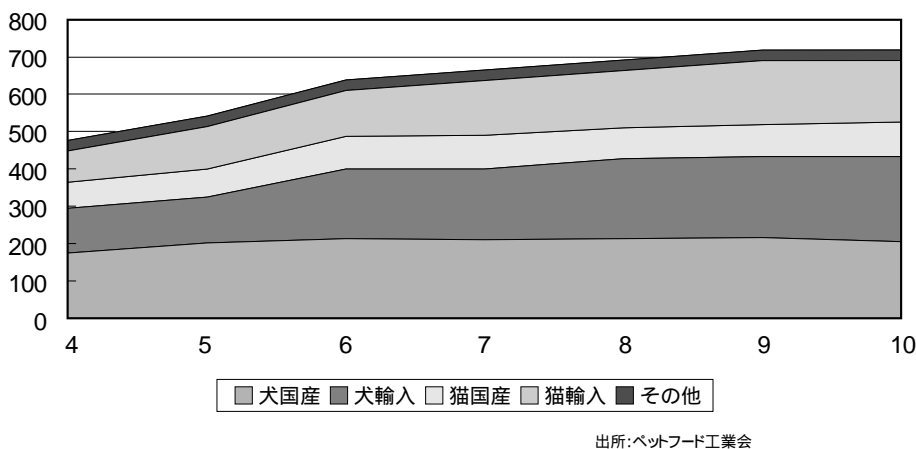


図2-1 ペットフード流通量

⁹ 1頭数百万円のアメリカチャンピオン産のショーダッグや、シベリアンハスキー(JKC登録数1989(平成元)~1992(平成4)年度で第1位)などの大型犬の人気が高かった。

¹⁰ データは、1999(平成11)年農林水産省調べ。1990(平成2)年度の流通量は331,901トン。

¹¹ データは、1998(平成10)年産経新聞メディクス調べ。ペットフード3,550、ペット用品2,640、生体販売1,400、動物病院3,900、その他410(単位: 億円)。

対する様々な製品やサービスを提供するビジネスが、そのままペットにも当てはまることになる。ペットと人間の関係が、昔より密接になればなるほどペット産業のビジネスチャンスが広がることになる。ペット産業は、成長著しいニュービジネスの急先鋒と注目されており、ペット産業への新規参入は様々な業種¹²から行われている。現在企業数も延べ18,410社あるとされ、その内訳は小売りが延べ10,593社、卸売りが延べ1,883社、サービス(動物病院を含む)が延べ9,574社、繁殖業が延べ1,879社、そして製造業が延べ1,185社となっている¹³。現在は厳しい規制¹⁴もなく、また特別な専門知識がなくても参入出来るとあって、独立開業を目指す起業家予備軍¹⁵の注目を大きく集めている[穴戸 97]。

3.2.2 忍び寄る不況の影

急激な時代変化の中、ペット産業市場の約6割を占めるペットフード・ペット用品市場は、大手スーパーやホームセンターといった量販店の参入により価格競争が激化している。そのため経営基盤の脆弱な動物取扱業者の多くは、潜在市場規模(表2-1)が2,117億円¹⁶あるとされるペット生体販売や、同じく811億円のペット美容・ペットホテルなどのペットサービスに比重を高めている(図2-2)。また量販店では販売されていない外国産ペットフードや、ブランド物の高級ペット用品を取扱うなど、その営業スタイルを急激に変化させている。他方、ペット産

表2-1 潜在市場規模試算

(単位: 億円)

	潜在飼育率	フード	医療	おしゃれ	ホテル	生体	初期費用	計
犬	6.27%	693	544	563	45	1,423	548	3,816
猫	2.99%	381	212	145	25	385	86	1,234
魚類	2.09%	49	52	0	0	100	56	257
鳥類	1.49%	81	41	33	0	78	59	292
小動物	1.20%	90	26	0	0	38	32	186
昆虫他	0.60%	49	37	0	0	93	38	217
計	14.64%	1,343	912	741	70	2,117	819	6,002

(潜在市場規模 = 潜在飼育世帯 × 年間平均飼育経費)
朝日新聞調査(1997(平成9)年を基に野生社作成)

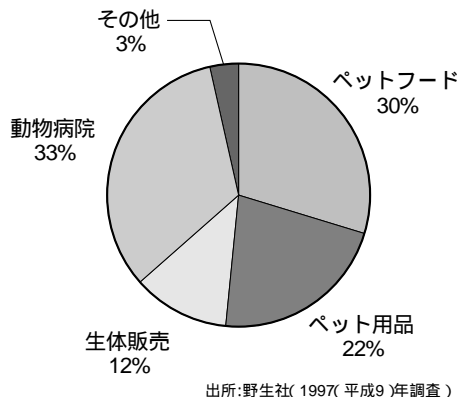


図2-2 市場別売上シェア

¹² 住宅産業のヤマヒサがペット事業部を設立、伊藤忠商事がびわ湖わんわん王国(ペット遊園地)をオープンした他、多くの商社がペットフードを輸入し自社ブランドとして販売している。

¹³ データは、1996(平成8)年野生社調べ。内訳は延べ数のため、内訳数と企業合計は一致しない。

¹⁴ 動物取扱業は、東京都など登録制を実施している一部自治体を除いて、届出するだけで開業できる。

¹⁵ 転職者向け、女性向けなど多くの起業家向けハウツー本が出版されている。

¹⁶ 犬1,423、ネコ385、魚類100、鳥類78、小動物38、は虫類他93(1997(平成9)年朝日新聞調査をもとに野生社作成 単位: 億円)。

業全体では、企業数の増加に伴う販売競争の激化、市場価格の下落そして為替市場の混乱に伴うコスト高などの環境変化によって、ペットブームが堅調ながらも大きな不安要素を抱えており、企業の倒産やペット産業からの撤退の例も表れている。1998（平成10）年1月には1950（昭和30）年創業のペット用品卸のタカリョー（株）が負債総額20億円で、同年4月にはフランチャイズ方式の動物取扱業大手のペッツマート（株）エヌリテイリングシステムズが負債総額約30億円で、それぞれ自己破産した。同年10月には世界最大のペットフードメーカーであるミラルストーンピュリナ社が進出から30年で日本市場から撤退するなど、不況の影はペット産業にも確実に忍び寄って来ている。

3.3 動物取扱業の歴史と現状

3.3.1 ペットショップとは

動物取扱業の代名詞であるペットショップには、いろいろな業態がある。一般的にペットショップとは、ペット生体とペット用品を販売している業者のことであるが、小規模店舗でペット生体販売を行わず、ペット美容を主にペット用品やペットフードの販売を行う業者¹⁷もまたペットショップと呼ばれ、大手量販店のペット用品やペットフードを陳列販売しているブースも、ペットコーナー¹⁸と呼ばれている。

ペットショップは、犬・ネコ・小鳥¹⁹・熱帯魚（金魚含む）²⁰・ハムスターなどの小動物²¹、カブトムシなどの昆虫類といった多様なペット生体と、ペット用品やペットフードの販売、及びペット美容やペットホテルなどのペットサービスを取り扱う総合ペットショップ化が進んでいる（図2-3）。また、ブリーダーを兼業して、自家繁殖や交配斡旋を積極的に行っている業者も多い。

ペットショップ等の動物取扱業者の経営形態は、大多数が家族的経営の小規模店舗であり、最近ではチェーンストア方式で複数店舗を運営する

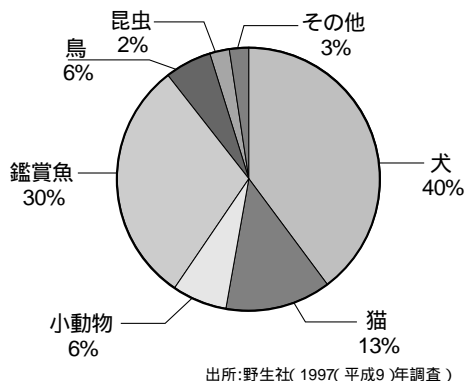


図2-3 生体別シェア

¹⁷ ペットサロンと呼ばれ、設備投資が小額なことから、急激にその数が増加している。

¹⁸ 量販店の多くは、従来のペット用品・ペットフード販売のみのペットコーナーから、ペット生体販売・ペット美容までを扱う総合ペットショップ化が著しい。

¹⁹ 小鳥の需要は、1974（昭和49）年(推定飼育率16.00%：AGF調査)から減り続けている（飼育率5.20%1995（平成7）年：ペットフード工業会調査）。

²⁰ ペット産業全体におけるシェアは29.6%で、生体別には犬（40.1%）に次いで2位。小売りベースで、1,942億円の規模がある（データ：野生社）。

²¹ 小動物は近年ペットブームの中、ハムスター・モルモットそしてウサギなどに加えて、フェレットやブレイリードッグのほ乳類など、カメレオンやヘビのは虫類など従来のペットとして飼育されなかった動物がその数を急激に伸ばしている。しかし、ペット産業全体における小動物のシェアはまだ低い（小動物6.3%、は虫類など2.9%1997（平成9）年：野生社調査）。

業者²²も現れているが、大手流通業が動物取扱業に参入して直営する姿はまだ余り見受けられない²³。またその経営状況は大型店舗を構え従業員も多数抱えている業者でも、充分企業化せず個人経営の域を脱していないのがほとんどである。

3.3.2 動物取扱業の歴史（鳥獣商）

動物取扱業を歴史的に区別すると、鳥獣商、畜犬業、熱帯魚屋の3つに分けられる。

まず第1番目の鳥獣商であるが、これは歴史が非常に古く、江戸時代以前にまで溯るとされている。江戸時代には、猿・和犬²⁴・洋犬・鷹などがペットとして、虎・豹・象なども見世物として飼育されていた²⁵。大型ほ乳類や猛禽類などのペットは、日本原産だけでなく外国産のものも飼養されていたことから、大名などの特権階級のみが飼うことが出来、当然そこには大名のお抱えの動物を専門に扱う商人が存在した。これが現在の大型ほ乳類の輸出入を扱う鳥獣商²⁶の原型となっている[谷口00]。

他方、庶民²⁷でもペットを飼うものがいた。庶民の飼えるペットは大型のほ乳類や鳥類ではなく、小鳥・魚類（金魚）や昆虫などであった。古

来よりわが国では、虫の音色が珍重された結果²⁸、コオロギ・マツムシ・スズムシ・キリギリスなどの販売を生業とする虫売り²⁹がみられた。鳴く虫たちの昆虫ブームは戦前まで続いたが、最近ではカブトムシやクワガタムシ³⁰などの大型昆虫に人気移っており、江戸時代以来の養殖技術は、今では大型昆虫の養殖に応用され、現在に至っている[小西93]。また金魚³¹やニシキゴイ³²も江戸時代からのペットで、日本人の手により改良が続けられ、今では世界にも誇れる文化となっている。「きんぎょ一え、きんぎょ」の金魚売りの声は、夏の江戸の風物詩となるほど、わが国の文化に溶け込んでいたのである。更にウグイス、メジロの小鳥³³も、虫と同じく声を愛でるものとして、江戸時代には庶民の間に多く普及しており、小鳥を扱う小鳥商もこの頃から存在をした。

この様に江戸時代には、大型ほ乳類から小鳥・金魚までがペットとして飼育され、それらを売買する鳥獣商が存在していたのである。その鳥獣商の特徴として、現在の総合ペットショップの様に多様なペット生体を取り扱うのではなく、わが国に生息しない虎や象といった大型ほ乳類や洋犬を扱う輸入商、小鳥商、虫売り、金魚売りなど、店ごとに扱うペット生体が特定されていた。また、ペット生体ごとに専門の生産（繁殖）業者が存在し、繁殖や交配は鳥獣商では行わ

²² 代表的な業者は、ペットミヤザワ（70店）、コジマ（22店）など。

²³ 百貨店やスーパーのペットショップは、地元有力店のテナント出店が主流である。また一部大手流通業では、大手チェーンストアと新会社を設立して、各地のショッピングセンター（SC）に専門店を展開するなど、流通業のペット業界への本格的参入が始まっている（ジャスコとコジマ1997（平成9）年7月より）。

²⁴ 代表的なものに狎があり、狎は大奥の女性などによって飼育され、1853年ペリー提督により、英国のヴィクトリア女王に献上されている。1888年に日本犬としては初めて、一つの犬種（ジャパニーズ・チン）と認定されている。

²⁵ 日本書紀・続日本紀に、孔雀や鸚鵡が新羅より献上されたとの記述がある。

²⁶ 大名の動物好きが高じて民間動物園（鳥獣商）になったものに、岡山の池田動物園がある。池田動物園は現在、大手チェーン動物取扱業（池田牧場）を運営している。

²⁷ 都市が発達してきた江戸時代には、江戸、京、大坂などで海外の珍獣（鸚鵡、孔雀、アシカ、錦蛇、虎、象など）を入手して、開帳など人の集まる場所を利用して見料をとって見せる商売があった。

²⁸ 『万葉集』には、コオロギを詠んだ歌が、「影草の生ひたる屋外の夕陰に 鳴く蟋蟀は聞けど飽かぬかも」など7首もある。また、平安時代には、殿上人たちが京の嵯峨野や鳥辺野あたりで清遊する「殿上の逍遙」という行楽のおり、マツムシやスズムシを捕まえ、籠に入れて宮中に奉るという「虫遊び（虫撰み）」が貴人たちの間で流行した。

²⁹ 特に江戸では寛政年間（1789～1801年）以降盛んとなり、当初は捕獲したものを売るだけであったが、この頃に虫の養殖が成功して爆発的なブームとなった。

³⁰ 2001（平成13）年7月の時点でカブトムシ16種、クワガタムシ74種の計90種の輸入が認められている。特にオオクワガタは1匹数万円で取引され、このブームに乗って昆虫産業に新規参入する業者も現れている。

³¹ 原産は中国、1502（文亀2年）に堺の商人が輸入したのが最初とされ、以後世界各地で改良発達した（ランチュウはオランダ産、出目金はハワイ産、リュウキンは琉球産）。

³² 江戸時代の文化文政時代（1804～30年）に越後小千谷藩で作り出された。長く藩外不出であったが、1914（大正4）年に全国に紹介され、以後日本だけでなく全世界に広がった。

³³ 天明年間（1781～89年）にオランダ船で長崎に渡来したカナリアを、役人が江戸の持ち帰り大評判となった。その後、幕府と薩摩藩は、つがい50両で入手したという。

れていなかった。ペット生体を専門に取引する鳥獣商の歴史は古く、日本文化に深く係わる職業の一つといえるのである。

3.3.3 動物取扱業の歴史（畜犬業）

次に畜犬業である。鳥獣商が古い歴史を持っているのとは対照的に、畜犬業の歴史は非常に浅く、第二次世界大戦後（1950年代以降）生まれである。鳥獣商と畜犬業との違いは、ペット生体販売に関して、鳥獣商ではペット生体の輸出入や卸・小売り販売のみ行い、交配・繁殖やその斡旋は業務としていないが、畜犬業ではペット生体の小売販売の他に積極的に交配・繁殖やその斡旋を行っていること³⁴とされている。言い換えると鳥獣商は取扱商品が限定されている専門商社であり、畜犬業は製造から販売まで行う（製造）直売店といえる。

畜犬業者は、「まず犬（ネコ）を、専門の繁殖業者以外の一般飼い主に販売する。次に交配を持ちかけ、交配相手を斡旋して繁殖を行う。交配の結果、産まれてきた仔犬（ネコ）を飼い主から買い取る。そして、その仔犬（ネコ）を別の飼い主に販売する。」を繰り返すという畜犬システムを確立し、ペットブームに乗じて飛躍的な発展をとげている。

このシステムを悪用したのが1970（昭和45）年の東京畜犬事件である。この事件は、高額な会費を支払った会員に会社所有の犬を飼育・繁殖させ、産まれた仔犬を会社が買い取るという畜犬業のシステムを利用した詐欺事件であった[福本99]。現在でも畜犬業者の一部では、仔犬（ネコ）の販売の際、「この犬（ネコ）は、両親ともチャンピオンなので、仔犬（ネコ）を産ませたら高く売れますよ。」、「犬（ネコ）の繁殖には手間も係らず、手軽なアルバイトになります。」などと、購入者が「新しい家族（仲間）」として犬（ネコ）を購入しようとした場合でも、ペット生体繁殖を目的としたビジネスの道具として薦め

ることが多い。

このシステムが確立される以前、専門の繁殖業者（ブリーダー）のみがペット生体の繁殖を行っていた。特にショー用や繁殖用の犬（ネコ）は、手間ひまを掛けて育成するものであり、素人が決して手を出せる代物ではなかった。しかし、折からの高度経済成長に伴って、「庭付き一戸建てのマイホームに住み、犬を飼う³⁵」という庶民の夢は膨らみ、ペット生体の需要が爆発的に増大した（第1次ペットブーム）。ペットブーム到来による慢性的なペット生体の供給不足と東京畜犬事件をきっかけに、ペット（特に、犬やネコ）を愛玩目的ではなく、利殖の対象とした家庭ブリーダーやにわかブリーダーが誕生することとなった。家庭ブリーダー等の利益を最優先とした繁殖によるペット生体の粗製濫造³⁶こそが、ペット生体取引問題の主因なのである。

3.3.4 動物取扱業の歴史（熱帯魚屋）

最後に熱帯魚屋である。わが国の熱帯魚屋は意外に古く、その歴史は畜犬業者の様に戦後生まれではなく、その原型は明治大正時代にまで溯る。

魚の飼育の歴史は非常に古く、西欧では2000年前に溯る。ローマ帝国のポンペイ遺跡では「アクアリオ」と呼ばれる石造りの水槽がみられ、その後本格的には19世紀のヨーロッパの王室で発展した。わが国では、大正時代には一部の華族や富豪の趣味として、高価な熱帯魚がステータスとなった。一般庶民の間では、やはり東京オリンピック以後の高度経済成長期に、大量生産に伴う器具の低価格化と、東南アジアで養殖された安価な熱帯魚の供給により、一大ブームとなった。これにより熱帯魚の売買を行い、大都市周辺の一部のマニア向けであった熱帯魚屋が全国に普及した[東93]。しかし、熱帯魚の飼育・販売には、犬やネコ等とは違い、飼育に設備や資金、加えてより高度な専門知識³⁷が必要なため、畜犬業者の様に熱帯魚の素人がにわか熱帯魚店になることは少な

³⁴ 欧米の観点からすれば、わが国の畜犬業者は、ペットショップ（鳥獣商）よりブリーダー（繁殖業者）に近い。

³⁵ 当時のヒット曲、小坂明子の「あなた」の歌詞に「もしも私が家を建てたなら…（略）…小犬の横にはあなた…（略）…」とある。

³⁶ 遺伝的、先天的に異常を持っている例や、感染症の罹患による死亡、障害する例が多発している。

³⁷ 魚類の生態に関しては不明な点が多く、生体の飼育に精通している熱帯魚店でも店頭での生体のロス率（約10～20% 野生社調査）は高い。

かった。

現在でも、畜犬業から発展した動物取扱業者では熱帯魚・キンギョ、ニシキゴイなどの魚類を扱わない店が多く、一方熱帯魚店は今でも魚類のみを扱う専門店が多い。

3.4 モラルの低い動物取扱業者の存在

3.4.1 生命を扱うものとしてのモラルの欠如

良心的な動物取扱業者が大多数を占める一方で、劣悪な業者が一部存在することもまた事実である。1995(平成7)年より、ペット動物の購入問題に関する協議会が行っている「犬、ねこの購入トラブル110番」でも、「自分の店で売ったものではない」、「売った段階では絶対病気ではない」、「絶対交換返品はしない約束だ」と弁解したり、ヤクザの様に凄んだり、また脅し文句を言うなどの苦情が寄せられている。

またペット生体販売後約1週間の間は、販売の際に自宅までの輸送用に使用したダンボールから出さないように指導し、もし出した場合は、病気になっても責任は取れないなどと、根拠のない飼育指導している大手動物取扱業者もある。また、もし仔犬(ネコ)が産まれたら、高く買い取ると言葉巧みに高価なペット生体を顧客に売りつけ、結局産まれても事情が変わったなど言い訳して買い取らないなど³⁸と、まるで詐欺まがいの販売を行っている業者³⁹も散見される[Randolph97]。

他方、繁殖の現場でもペット生体の多くは劣悪な環境で飼養され、人気犬(ネコ)種では、販売用ペット生体の確保のために近親交配さえ行うなど、生命の尊厳を無視した増殖さえ行われている。愛知県西尾市のブリーダー⁴⁰では、健康

管理は論外で、糞尿の世話、散歩も全く行われておらず、満足に餌すら与えてない最悪の環境でペット生体の繁殖を行っているとして、当局の摘発を受けたという不適切な例もある[吉田00]。

また獣医療の現場でも診察料金の不透明さ、過誤などの獣医療に関する問題が激増しており、マスコミにもペット問題の一つとして報道されている⁴¹。その他、獣医師による薬品の横流しも大問題となっており、獣医師が犬の安楽死用にと安易に渡した筋弛緩剤を使って、連続殺人を凶行した大阪の愛犬家連続殺人事件は記憶に新しいなど、獣医師のモラルを問う声もまた多い。

このような動物取扱業者や獣医師のケースは、業界の間では珍しいものではなく、氷山の一角であるとの噂はよく耳にする。劣悪な業者では、ペット生体を金儲けの道具として扱い、衛生的かつ慈愛に満ちた適正な飼養を全く行っておらず、動物の生命を扱うものとしてのモラルの欠如を指摘されても当然である⁴²。

3.4.2 イメージの悪い動物取扱業者

動物取扱業者のイメージを、「店舗は薄暗く、犬やネコの体臭や糞尿臭に満ち、床には体毛や糞を包んだ新聞紙が散乱し、そして犬やネコの鳴き声が騒々しい。経営者は、普段は人が良いのだが、一度クレームをつけるとヤクザと見まがうような変身をとげる。生体管理は、文字どおり犬畜生と『物』扱いし、適正な飼養・管理などは行わず動物愛護の欠片もない。」と想像する人が多い。実際にはモラルの低い動物取扱業者はごく一部であり、その多くは動物好きが高じて業者になったもので、動物を「物」と考えてはおらず、自分の子供のように慈しみ、販売時にはまるで娘を嫁にやるような気持ちで、動物たちに接している業者が多い⁴³。

³⁸ この例が大阪・埼玉の連続愛犬家殺人事件へと発展した。

³⁹ アメリカでも、Puppy mill(仔犬工場)と呼ばれる劣悪な動物取扱業者が問題となっている。

⁴⁰ 1998(平成10)年10月27日、愛知県西尾市のブリーダーが、狂犬病予防法・動物管理法違反の疑いで立ち入り調査を受けた(1998(平成10)年10月27日各紙報道)。

⁴¹ 週刊ポストの特集記事「騙されるな! ペット診療はこんなにボラれている!」(1998(平成10)年5月8日号より連続掲載)など、多くの週刊誌でペット医療の問題が報道されている。

⁴² 1997(平成9)年の野生社による生体販売業者のアンケートによると、生体管理設備(空気清浄器や殺菌・消毒器機など)の設備の普及率が約65%、顧問獣医や飼養管理士の配置率が約57%となっており、まだまだ生体管理に対する意識は低いといえる。

⁴³ 京都市内の動物取扱業者では、販売用生体を「これ」などとの扱いにせず、ペットを子供のように扱うよう従業員に指導徹底しており、顧客にも動物は「もの」ではないとの啓蒙活動を行っている。

現在、意識改革が進み、悪徳業者が少なくなって来たにもかかわらず、動物取扱業者はモラルが低く前近代的な経営を行っているとの批判が根強い。やはり我が国には、未だに動物(ペット)を扱うものに対する差別意識が根強く残っているからと考えられる[塚本95_2]。現在でも、動物取扱業者は、暴力団との関係が深い、被差別部落出身者や在日朝鮮人であるという根拠のない風説が吹聴され、不当にその地位が貶められていることが、ペット産業発展の妨げとなっている。

4. 動物取扱業は不要か

4.1 ペット産業動物愛護意識調査

動物取扱業者の動物愛護意識が、動物愛護団体等の主張するように低俗な意識しか持ち得ていないことを検証・報告された例はない。そこで、動物取扱業者に対して、動物愛護運動や動物愛護法に関する質問を行い、問題点を浮き彫りにして、その改善点の洗い出すことを目的とした動物愛護意識調査を実施した。

なお今回の調査では、ペットショップのオーナー、ペットショップ店員、ブリーダー、トリマー、訓練士の動物取扱業者に加えて、ホームセンターのペットコーナー担当、獣医師、アニマルヘルステクニシャン(AHT)、ペット用品・ペットフードのメーカー社員や商社社員など、ペット産業に従事する者も全てを対象として、アンケート調査票を直接配布・回収する方式で行った。またペットショップや動物病院を訪れる一般の飼主にも、同様のアンケート調査を平行して行うことにより、ペット産業従事者と一般飼育者の動物愛護に関する意識の比較検討も同時に行った。

4.2 調査の概要

1) 調査の目的

ペット産業従事者の動物愛護に関する意識を調査し、今後の政策提言への参考とする。

2) 調査項目

i) 動物愛護について

ii) ペットと人間の関係について

iii) 動物愛護運動とペット産業の両立について

3) 調査対象

i) 母集団 京阪神を中心としたペット産業従事者、及び一般飼育者

ii) 標本数 500人(ペット産業従事者400人、一般飼育者100人)

4) 調査時期

2000(平成12)年10月1日～10月31日

5) 調査方法

調査票の直接配布、回収

6) 回収結果

有効回収数(率) 341人 68.2%

(ペット産業従事者 260人 65.0%、一般飼育者 81人 81.0%)

4.3 調査の結果

1) あなたは、動物は「もの」と思えますかと聞いたところ、

ペット産業従事者(以下「業者」)の93.8%、一般飼育者(以下「一般」)の95.1%が、「もの」と思わないとしている。また業者の回答に、「ショップで販売している動物は、あくまでも『商品』であると認識している。しかし他のグッズや餌とは同一のものとは考えられず、あくまでも生き物として対応している。」という意見もあった(図3-1)。

2) 動物愛護運動に関心はありますかと聞いたところ、

「関心がある」は業者69.2%、一般76.5%であった。一方「関心がない」は業者27.3%、一般21.0%が回答している。また、「関心がない」との回答の中には、「動物愛護運動などつぶれればいい」という過激な回答もみられた(図3-2)。

3) 「動物愛護及び管理に関する法律(動物愛護法)」という法律を知っていますかと聞いたところ、

「知っている」は業者34.6%、一般27.2%。「名前だけ知っている」は業者46.5%、一般46.9%と回答している。また「知らない」と回答したのは、業者13.5%、一般18.5%であった⁴⁴⁾(図

⁴⁴⁾ 2000(平成12)年6月に総理府が行った動物愛護に関する世論調査(以下、「世論調査」)でも、「『動物愛護法』が改正された

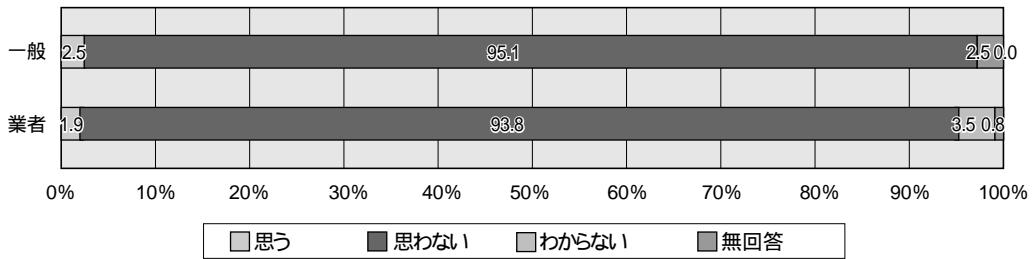


図3-1 動物は「モノ」と思いますか

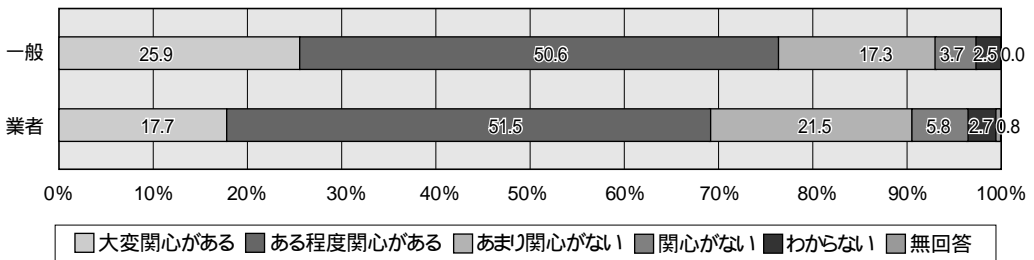


図3-2 動物愛護運動への関心

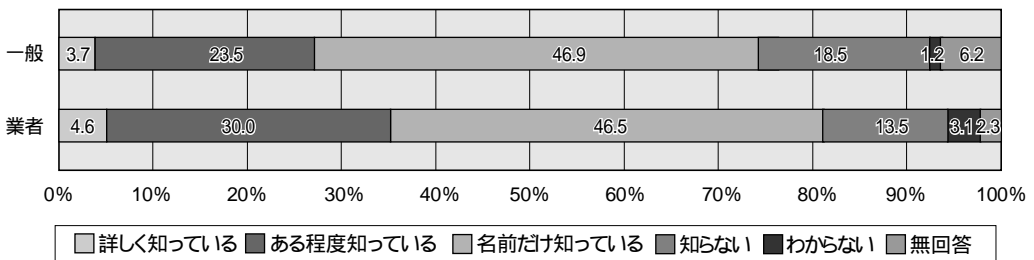


図3-3 動物愛護法を知っていますか

3-3) 4) 動物愛護法では、「飼い主は人畜共通感染症に対する正しい知識をもつように努めること」とされていますが、あなたは人畜共通感染症をいくつ知っていますかと聞いたところ、「3種類以上」が業者41.9%、一般33.3%であった。「狂犬病ともう1つ」が業者24.6%、一

般25.9%、「狂犬病のみ」は業者26.2%、一般32.1%、また「知らない」は業者5.0%、一般2.5%の回答があった⁴⁵(図3-4)。 5) 動物愛護法では、「動物取扱業者(ペットショップ)」の届け出が義務付けられましたが、動物取扱業に対する規制は、どのように行われるべきだと思いますかと聞いたところ、

ことを知っていますか」の問い、「改正されたことを知っている」が13.0%、「改正されたことを知らない」が35.8%、「そういう法律を知らない」が51.2%であった。

⁴⁵ 1998(平成10)年10月に実施された東京都の動物取扱業者の実態調査(以下、「実態調査」という。)では、「人畜共通感染症をいくつ知っているか」の問いには、「3種類以上」が17%、「2種類」が15%、「1種類」が26%、「知らない」が40%と回答している。他方、東京都が1999(平成11)年1月に実施された動物取扱業の営業者の意識調査(以下、「意識調査」という。)では、人畜共通感染症を得る機会に関する質問で、「本で勉強している」が49.8%であり、「知りたいがその機会がない」が23.4%であった。

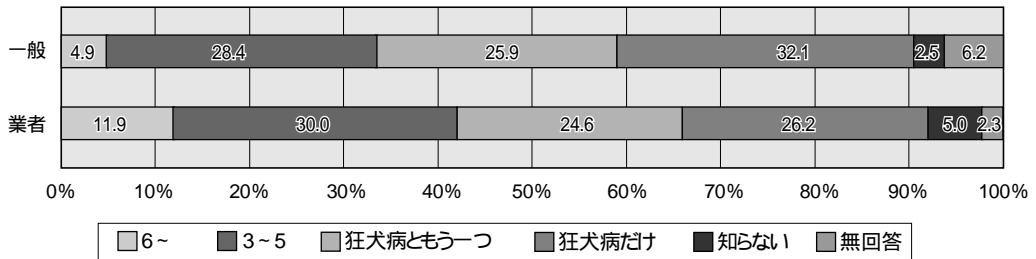


図3 - 4 人畜共通感染症をいくつ知っていますか

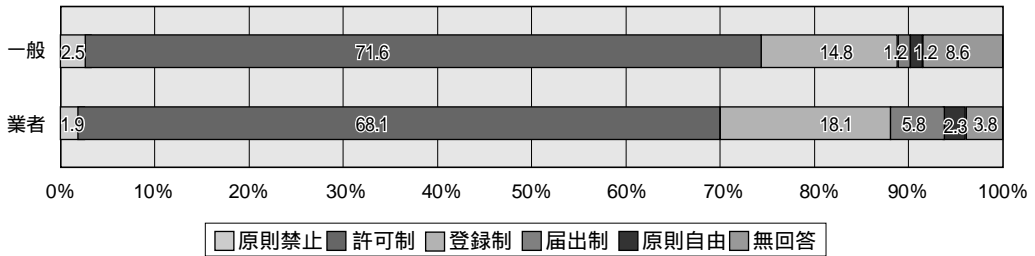


図3 - 5 動物取扱業者の規制について

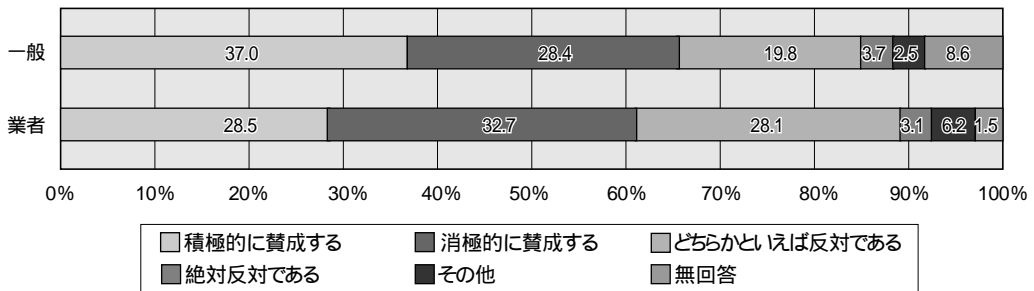


図3 - 6 断耳・断尾手術は禁止すべきか

「原則禁止」は業者1.9%、一般2.5%、「許可制」は業者68.1%、一般71.6%。「登録制」は業者18.1%、一般14.8%。「届け出制」は業者5.8%、一般1.2%。「原則自由」は業者2.3%、一般1.2%という結果であった⁴⁶(図3 - 5)。
 6) イギリスでは、犬の断耳、断尾の手術は、動物愛護の精神から現在禁止されていますが、あなたはわが国でもイギリスと同様に、そのような手術を禁止することに賛成ですかと聞

いたところ、
 「賛成する」が業者61.2%、一般65.4%、「反対する」が業者31.2%、一般23.5%であった。一般の回答に「何故断尾、断耳手術が必要なのか、わからない」や「断尾、断耳手術とはどういった手術のことか、わからない」という意見が多かった(図3 - 6)。
 7) ドイツでは、犬を飼っている人たちには、犬税という税金がかかりますが、わが国でも

⁴⁶ 今回の改正により従来、原則自由であった動物取扱業が届出となり、東京都などの一部の自治体でより規制の厳しい登録制が導入されている。また、意識調査では、動物取扱業の範囲(東京都)の対象を「広げるべき」が47.1%、「このままでよい」が24.4%、「対象を絞る」29.3%であった。

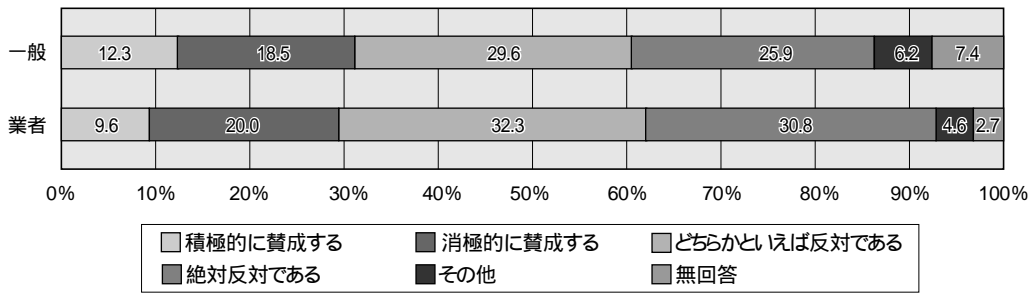


図3-7 ペット税導入に賛成か

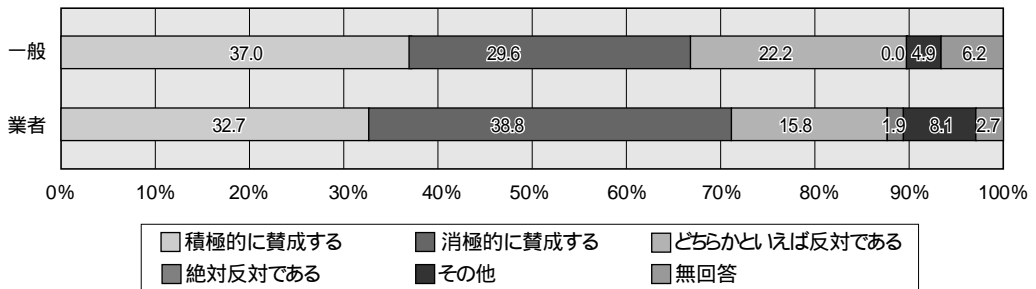


図3-8 ペットを集合住宅で飼育するのに賛成ですか

ペットに関する行政費用の財源として、ペット税の導入が検討されていますが、あなたはペット税に賛成ですかと聞いたところ、

「賛成する」は業者29.6%、一般30.8%、「反対する」は業者63.1%、一般55.5%であった。「絶対反対」との意見が業者30.8%、一般25.9%と非常に高く、「財源が本当にペットのために使われるか信用できない。」との意見が散見された(図3-7)。

8) マンションやアパートといった共同住宅でのペット飼育に関するトラブルが多発していますが、あなたは共同住宅でのペット飼育に賛成ですかと聞いたところ、

「賛成する」は業者71.5%、一般66.6%、「反対する」は業者17.7%、一般22.2%であった。「飼い主が迷惑をかけない」、「規約を決め、それを必ず守るなら賛成」といった条件付き賛成が業者、一般とも多かった⁴⁷⁾(図3-8)。

9) 最近ペットに関係するトラブルが多発して

いますが、誰に主な原因があると思いますか(複数回答可)と聞いたところ、

「無責任な飼い主たち」が業者94.6%、一般88.9%と圧倒的に多く、動物取扱業関連では、「営業本位のペットショップ」が業者42.7%、一般34.6%、「無理な繁殖を繰り返すブリーダー」が業者40.8%一般45.7%、「悪徳な獣医師」が業者36.5%、一般19.8%となっている。また「対応が遅れがちな行政機関(市町村など)」が原因とするのは業者20.8%、一般25.9%であった。その他に、最近注目されている地域猫問題の当事者である「野良猫の大好きなネコおばさん」が、業者22.3%、一般22.2%と高い値を示している。また業者では、「不安をあおる自称専門家、評論家」による風評が原因とする意見が19.6%あった(図3-9)。

10) ペットと取り巻く人たちといえば、どのような人たちを想像しますか(3つまで選択可)と聞いたところ、

⁴⁷⁾ 世論調査では、「飼ってはいけない」が35.7%、「一定のルールを守れば飼ってもよい」が57.5%、そして「飼ってもよい」が2.3%という結果であった。

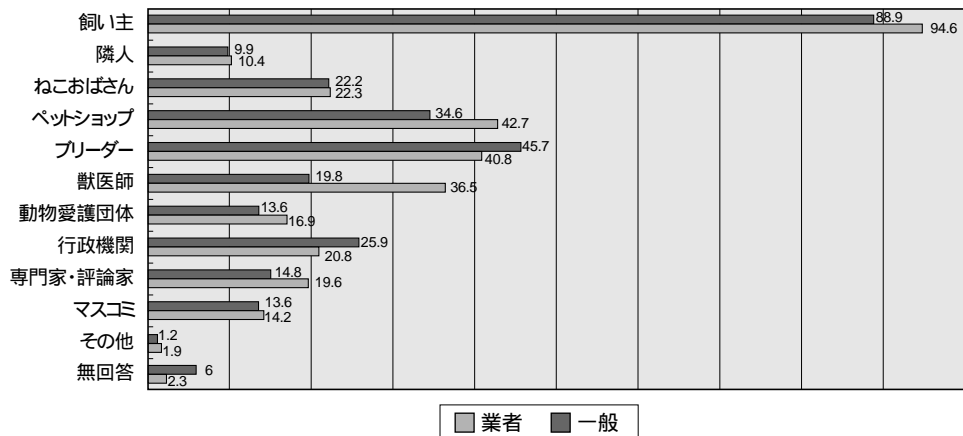


図3 - 9 ペットのトラブルの原因

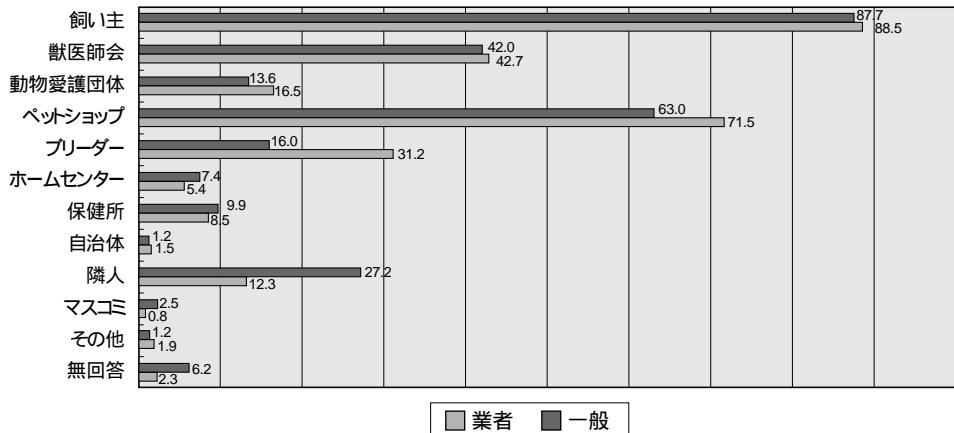


図3 - 10 ペットをめぐる人たち

上位から「飼い主」が業者88.5%、一般87.7%、「ペットショップ」が業者71.5%、一般63.0%、「獣医師会」が業者42.7%、一般42.0%となっている。業者では「リーダー」が31.2%、「動物愛護団体」が16.5%と続いており、一般では「近隣の住人」が27.2%、「リーダー」が16.0%、「動物愛護団体」が13.6%の順となっている(図3 - 10)。

他方、組み合わせで最も多かったのは、「飼い主」・「ペットショップ」・「獣医師会」で、業者が24.6%、一般が21.0%であった。また動物愛護団体等が提唱するペットをめぐる3つの要素である「飼い主」・「獣医師会」・「動物愛護団体」の組み合わせは、業者3.1%、一般3.7%

であった(図3 - 10(2))。

11) 動物愛護運動とペットビジネスは両立できると思いますかと聞いたところ、

「双方ともペットを愛するもの同志なので十分話し合うなどを行えば、互いに理解し両立できる」と考えるのが業者51.9%、一般59.3%であった。またどちらか一方よりの妥協点を見出すことによって可能と考えるのは、「動物愛護家より」が業者12.3%、一般16.0%、「ペットビジネスより」が業者8.0%、一般3.7%であった。また「両立は不可能」との回答は業者15.3%、一般7.4%であった(図3 - 11)。

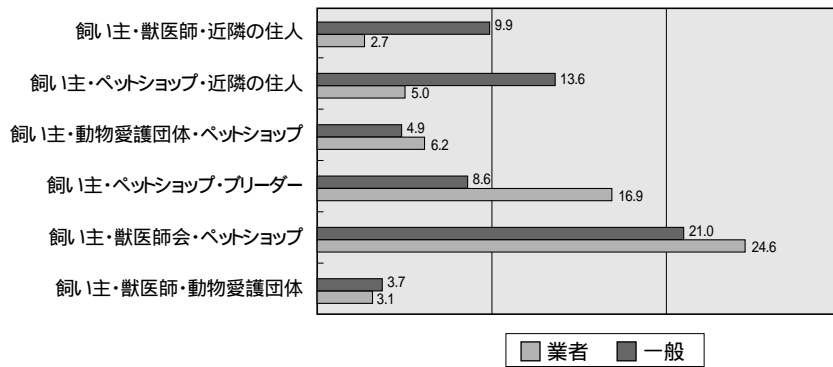


図3 - 10(2) ペットをめぐる人たち(2)

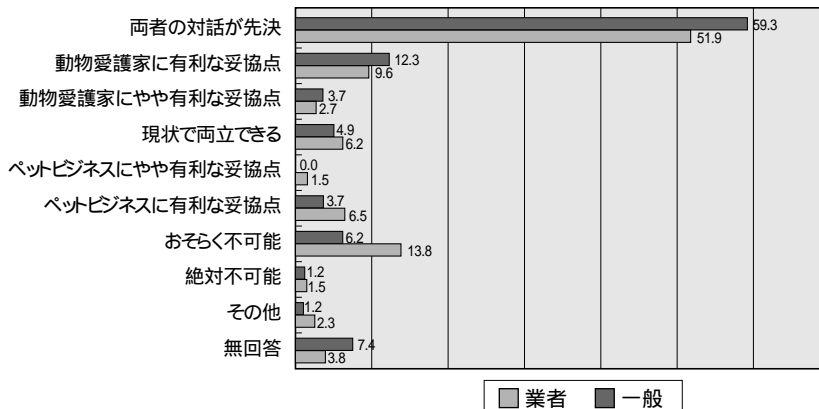


図3 - 11 動物愛護運動とペットビジネスの両立

4.4 アンケートの考察

4.4.1 差のない動物販売業者と一般飼い主

本調査の結果から、動物取扱業者等のペット産業従事者は、一般飼育者の意識と大差なく動物愛護の精神を有しており、動物愛護団体等の動物販売業者に対する意識には、妄信的な面があることが明らかとなった。

動物愛護意識では、アンケート回答者のほとんどがペットを「もの」と考えておらず、法律上では、現在でも動物は「もの」であるが、国民の意識の中では、もはや動物は「もの」ではないと言い切れるであろう。環境意識の盛り上がりと平行して、動物愛護の意識も高まりつつある現状では、動物取扱業者といった動物の売買を業

としているものですら、ペットを愛護する気持ちは高いといえる。他方、動物愛護運動への関心では、動物取扱業者に対する動物愛護家の激しい非難活動から、動物に対しては愛護の精神を持っているが、狂信的な動物愛護運動家には辟易しているという声が、一部の動物取扱業者の間には根強いことが明らかとなった。また、集合住宅におけるペット飼育問題において、ペット飼育可は需要喚起の意味から、業者として望ましいことではあるが、ペットの生態や近隣トラブルを考えると一概には賛成できないとする回答が約2割あり、動物取扱業者の意識も営利本位から改善の兆しがあることが明らかとなった。

専門知識では、動物愛護法や人獣共通感染症に関して、回答の約半数が「狂犬病と、もう一つ」や「名前だけ知っている」であり、業者、一般と

もに知識が乏しいことが明らかとなった。特に動物取扱業者は、専門的な知識が乏しければ、動物愛護法で定められた動物販売業者の債務（同法第6条）動物取扱業者の基準遵守（同法第11条）が遂行できるはずがなく、未必の故意として動物愛護意識が低いと指摘されてもおかしくない。それゆえに動物取扱業者は、動物の命を預かるものとしての自覚と研鑽が必要である。また動物取扱業者の専門知識修得の機会が少ないことが専門知識の低さの一因と思われることから、出席の義務付けた講習会の実施など行政当局による動物取扱業者育成制度の充実が望まれる。他方、動物取扱業者に対する法規制では、動物愛護法での「届け出制」や、東京都条例での「登録制」より厳しい法規制である「許可制」に業者6割、一般7割が許可制を求めている。また従来から動物愛護団体等も「許可制」を求めており、動物愛護法でも附則において5年後見直しもある（動物愛護法附則第2条）ことを踏まえても、動物取扱業に対しての許可制導入の気運は既に熟していると思われる。

イギリスの動物の断耳、断尾手術の禁止や、ドイツの犬税といったペット先進国で実施されている諸政策については、業者、一般とも意見の集約は見られていない。断耳・断尾手術の禁止は、一般には「動物がかわいそう。」と、やや賛成派が多い一方で、「犬種によって耳や尾を切るのは当然であり、そうしなければその犬種とはドッグ＝ショーで認められない。」として、ペット品評会重視の業者は、手術禁止に反対している。またペット税に関しては、両者の意見の差異がほとんどみられなかった。回答の傾向としては、やや反対派が多いといえるが、問題点としてはペット税が本当にペットのために使われるのかという疑問が多く、税に対するアレルギーや政治不信の問題と絡まって、動物愛護の観点からのペット税の是非について判断するのは難しいといえる。

4.4.2 ペットをめぐる人たち

動物愛護団体等では、ペットを取り巻く関係者として、飼い主、獣医師会、動物愛護団体が三位一体となって取り組まなければ、動物愛護は実現しないと断言している。しかし今回の調

査では、ペットをめぐる人たちは、飼い主、ペットショップ、獣医師会の順となっている。他方、一般の内、動物愛護団体を関係者としたのは13.6%で、ペットショップの63.0%、獣医師会の42.0%に遠く及ばず、また近隣の住人の27.2%より低い結果となっている。「飼い主、獣医師会、動物愛護団体」の三位一体説は動物愛護団体等の声であることを勘案しても、ペットショップは無視できる存在ではない。にもかかわらず、各種の動物愛護の会合やイベントに、動物取扱業者の参加を動物愛護団体等が拒んでいることに疑問を感じずにはいられない。

ペットの問題の原因としては、飼い主が圧倒的に多く、続いてペットショップ、ブリーダーが続いている。業者では、ペットショップ自身に原因があると回答したものが多く、自身を含めた意識改革の必要性を十分認識し始めていると推測できる。また、一般の回答からは、野良ネコによる糞尿、騒音、器物損壊等の被害から、野良ネコを事実上飼育している「ネコおばさん」が社会問題化していることと、糞害、悪臭、鳴き声などのペットによる被害、いわゆるペット公害に対する行政機関のまづい対応が明らかとなった。

動物取扱業者と動物愛護運動家との対話は、動物愛護運動家の強い拒否反応だけでなく、動物取扱業者側も強いて対話を望まない姿勢から、両者の共存は事実上不可能と考えられていた。しかし、現状では飼い主やペットたちに悪影響を及ぼすだけでなく、自身の営業にも不利益との懸念から、業者の51.9%が、動物愛護運動家に対して何らかの対話を求めが明らかとなったことは、動物と人間の共生社会実現に大きく前進したともいえる。

動物取扱業の現場では、「扱っている動物を意図的に病気に罹るような不適切な飼養状態に置くわけがない。店舗を構え、商売を行っている以上、不利益な噂が広まることで自分の首を絞めることになり、飼主の手に渡るまで、お預かりさせていただいている気持ちで動物たちに愛情を注いで世話をを行っている。」という声が圧倒的に多い。にもかかわらず、動物取扱業者では動物を等閑に扱われているという声が、動物愛護運動家や獣医師の間には根強い。しかし今回のアンケートの結果からも、その声は一部の狂信的動物愛護運動家の扇動によるデマゴークであることが明らかである[梅崎 00]。

動物と人間の共生には、関係者お互いが反目している現状では、実現不可能なことは自明の理である。やはり、互いが自分の意見だけ主張し、あらぬ誹謗中傷を続けることに、もはや終止符を打つべきである。

5. おわりに

ペット問題とは、ペット対ペット、ペット対人間の問題ではなく、実は人間対人間の問題である。事実、近隣関係が良好な飼い主のところでは、少しばかりの騒音や悪臭では争いには発展しないが、その関係が険悪な場合では、ペットの存在だけで苦情の対象となっていることが多い。ペット問題の解決の早道は、良好な人間関係の構築以外には考えられない。動物管理法が改正され、ペットの法や政策をはじめとしたペット問題が、各方面で熱心に論議されている。しかし、その論議が問題解決に結びつくか疑問を感じる。問題の大多数は、ペット自身に起因するものは少なく、その多くは人間関係のこじれに由来するため、ペット問題を論議するには、ペットに関係するもの全てが論議に参加する必要がある。しかし、現実には関係者全てが、その論議に加わっているとは言い難い。

現在、ネコを除けば、犬、小鳥、鑑賞魚などペットの入手先は、ほぼ動物取扱業者に限られており、一般市民に対し「ペットのプロは？」と問うと、半数以上の人々は動物取扱業者と答えている。飼育を始めとしたペットに関する情報を手軽に入手できる場として、ペットをめぐる関係の中で、動物取扱業者は非常に重要な位置を占めている。にもかかわらず、その地位は、獣医師、動物愛護団体と比べて相対的に低いのが現状である。

1999（平成11）年3月、東京都知事に「動物取扱業者の指導育成策について」を答申した東京都動物保護管理審議会は、行政担当者、獣医師会・動物愛護団体の代表、開業獣医師、大学教授らの有識者で構成され、委員の中に動物取扱業者やその関係団体の名は見受けられない。動物取扱業者に対する実態調査の結果に基づいて審議され、動物取扱業者に関する意見聴取は、業界紙関係者や犬籍団体代表に対して一度だけ行われたにすぎない。

また、動物虐待に対する罰則強化、動物取扱業者の許可制導入などを骨子とした動物管理法の改正を求める協議会や、ペット法を論議する学術シンポジウムでも同様に、動物愛護団体、獣医師や有識者が中心となっており、動物取扱業者の参画は非常に少ない。法律や条例を定める場合、当然、利害関係の当事者として意見を参考にすべきである。動物取扱業者に対する認識が不十分なまま、今後予想される動物関連条約や法改正を推し進めると、ペット産業界に無用な混乱を招くだけでなく、ペット問題の根本的な解決策も見出すことはできないであろう。繰り返すが、ペット問題は人間同士の問題であるから、関係者が充分論議し、相互理解を深めることによって解決の糸口はつかめるはずである。

動物取扱業者の中では、規制導入による悪質業者の淘汰をも含めた適正化を唱えるものも表れてきているが、やはり現実には、ペットを不適切に扱う業者が非常に多い。しかし、それだけでペット問題を論議する場から、動物取扱業者を排除する理由とはならない。そこには、有識者や獣医師が持つ、明確な職業差別が見え隠れしている。

ペット問題を論議する場において、有識者らはペットの関係者を、飼い主、獣医師、動物愛護団体の三者としている。しかし、現実のペットを取り巻く環境を考慮すれば、ペットの関係者とは、飼い主、獣医師、動物取扱業者の三者となり、動物愛護団体の役割は関係者相互の調整役となるのではないだろうか。

ペットは言葉が話せないため、人間のエゴイズムに振り回されている。ペットと共に暮らす豊かな社会の形成には、まず不幸なペットを一匹でも減らすことである。そのためにも、ペットに関係するもの同志が、反目するのではなく、相互に理解しあうことが必要である。

参考文献

- [法律00] 動物の法律を考える会編『動物の法律を考える連絡会NEWS』No4、2000年
- [柴内93] 柴内裕子「人と共に暮らす - コンパニオン・アニマル - 』動物たちの地球』127号、朝日新聞社、1993年、222-223ページ。
- [塚本95_1] 塚本学「江戸時代人と動物」、日本エディターズスクール出版部、1995、57-81ページ。

- [中村 87] 中村禎里「ウマ・ネコ・ヘビ - 古代の家畜と動物神 - 」『日本歴史』71号、朝日新聞社、1987年、132-137ページ。
- [愛護 01] 動物愛護管理法令研究会編「改正動物愛護管理法 - 解説と法令・資料」、青林書院、2001年、3-32ページ。
- [穴戸 97] 穴戸啓一「ペットビジネスほど素敵な商売はない」、エール出版社、1997年、14-22ページ。
- [谷口00] 谷口研語「犬の日本史」、P H P 研究所、2000年、78-91ページ。
- [小西 93] 小西正泰「鳴く虫の文化誌」『動物たちの地球』129号、朝日新聞社、1993年、268-270ページ。
- [福本 99] 福本博文「黄金の犬たち」、文芸春秋、1999年、16-66ページ。
- [東 93] 東博司「熱帯魚 - 美しいルームメイト - 」『動物たちの地球』129号、朝日新聞社 1993年、276-279ページ。
- [Randolph 97] Randolph Mary, Dog Low, Nolo Press, 1997, pp. 3/1-3/16.
- [吉田 00] 吉田真澄「ペットの法律案内」、黙出版 2000年、57-95ページ。
- [塚本 95_2] 塚本、前載書、57-84ページ。
- [梅崎 00] 梅崎義人「動物保護運動の虚像」、成山堂書店、2000年、252-276ページ。